

令和8年(2026年)1月30日	
所 属	人事課
所属長	辻本 悟
電 話	06-6489-6177

## 市の物品の窃取及び転売を行った職員に対する懲戒処分について

### 1 被処分者

都市整備局 一般職員 (50歳代・男性)

### 2 処分内容

免職

(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)

### 3 処分日

令和8年(2026年)1月30日(金)

### 4 処分の概要

被処分者は、令和7年11月27日、公園維持課が所管する北難波詰所に侵入し、業務で使用するチェーンソーを盗取したとして、尼崎南警察署により建造物侵入及び窃盗の容疑で逮捕された。令和7年12月17日には、窃盗罪により略式命令を受け、罰金30万円の処分となった。さらに、その後の事情聴取により、チェーンソーを含む物品等計13点を窃取していたことが判明した。

この行為により、市は物品の被害等の経済的損失を被ったほか、事実確認や関係機関との調整などに多大な労力を要し、業務の遂行にも支障が生じた。また、逮捕事案が報道されたことにより、市政全体に対する市民の信頼を著しく損なう事態となった。

当事案は本市職員としての信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であることから、地方公務員法の規定に基づき懲戒処分(免職)を行った。

以 上